

エコマーク商品類型 No.128 「日用品 Version 1.3」認定基準の一部改定について

エコマーク商品類型 No.128 「日用品 Version 1.3」について、1．改定案（線香、使用済タイヤ・チューブの再生品、電気掃除機用フィルター袋）のとおり軽微な改定を行う。

また、第35回類型・基準制定委員会において日用品ワーキンググループで検討することを承認された「雨傘ふき取り器」については、検討の結果、2．検討結果案に示すとおり、対象として採り上げないこととする。

1．改定（下線部を追加、見消部を削除）

線香：別紙1のとおり

使用済タイヤ・チューブの再生品：別紙2（対象の追加）のとおり

電気掃除機用フィルター袋：別紙3のとおり

2．検討結果案

雨傘ふき取り器：除滴性能の評価に関する試験方法、評価の考え方など、社会的知見が不十分であり、認定基準の策定に至らなかった。また、提案の製品は、連続使用時に除滴性能が著しく低下するなど、製品機能における課題のあることも明らかとなった。本件は、認定基準として採り上げないこととした。

2006年10月19日改定

以上

線香

別表 1

		紙	木	プラ	ガラス	繊維	ゴム	焼物
	その他の生活文化用品							
95 1	マッチ、ろうそく、くん(薫)物及び線香							
95 11	マッチ							
95 13	つけ木							
95 16	線香							

D. その他については、以下の基準項目を満たすこと。

(N1) 「線香」は、製品質量（染料、香料、糊剤を除く）に占める間伐材、廃木材および廃植物繊維の割合が製品質量の 100% であること。

【証明方法】

エコマーク商品認定・使用申込書に線香の原材料（染料、香料、糊剤を除く）および、間伐材、廃木材および廃植物繊維の材料配合率を記載すること。また、原料供給事業者の発行する原料証明書を添付すること。

(N2) 「線香」に添加する香料は、IFRA（International Fragrance Association）の基準に従って使用されていること。

【証明方法】

添加する香料名をすべて記載すること。

(N3) 「線香」に添加する染料は、食品衛生法に規程する「食品添加物」、薬事法に規程する「化粧品基準」または「医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令（化粧品法定色素）」として認められているものであること。

【証明方法】

添加する染料名をすべて記載すること。

(N4) 「線香」に添加する糊剤は、化学物質等安全データシート(MSDS)を備えていること。

【証明方法】

MSDS を提出すること。

4-1-2.B 木材に関する基準(11)-(14)に以下を追加。

ただし、「線香」は本項目を適用しない。

使用済タイヤ・チューブの再生品

別表 1

		紙	木	プラ	ガラス	繊維	ゴム	焼物
	家庭用園芸器具							
	家庭用園芸器具(中分類)							
85 42	じょうろ(如雨露)							
85 43	植木ばち							
40 0341	噴霧器							
85 49	その他の家庭用園芸用品							
	霧吹き、スプレーボトル							
	名札、園芸用結束ひも、人工芝							
	ゴム製基礎材							
11 5	ゴムホース							
11 51	一般用ゴムホース							
11 8	工業用ゴム製品							
11 843	ゴムマッティング(導電・除電マット)							
	導電・除電マット、荷台シート・荷台マット、作業用マット							
11 85	ゴム手袋(手術用を除く。)							
	炊事用手袋							
11 9	その他のゴム製基礎材							
	ゴムロープ							
	民生用電気・電子機械器具							
60 9	その他の民生用電気電子機械器具							
	掃除機用フィルター袋							

電気掃除機用フィルター袋

E. 繊維

- (23) 製品に使用される繊維は、製品の外面積の 50%未満であること。ただし、「台所流し台水切り用濾紙袋」、「電気掃除機用フィルター袋」および「廃食用油吸収材」は本項目を適用しない。
- (24) 製品に使用される繊維は、以下の a, b または c の要件のいずれかに適合すること。ただし、「廃食用油吸収材」、「ゴム製履物」、「プラスチック製履物」、「スポーツ専用靴」、「電気掃除機用フィルター袋」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、本項目を適用しない。
- 繊維部分の総質量に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表2の基準配合率を満たすこと。
 - 繊維部分が綿100%の製品であること。且つ、無漂白綿または過酸化水素漂白綿であって、蛍光増白剤を使用していないこと。
 - 繊維部分が綿などの天然繊維100%の製品であること。且つ、有機栽培のものであること。
- (25) 繊維への化学物質の使用については、別表 3 に示す化学物質について、基準値を満たすこと。ただし、「電気掃除機用フィルター袋」は本項目を適用しない。
- (26) 繊維は、ハロゲン系元素で構成される樹脂（本項では繊維としての樹脂および後加工を指す。着色材、フッ素系添加剤は本項目を適用しない）の使用のないこと。ただし、「電気掃除機用フィルター袋」は本項目を適用しない。

以上